

第 8 回徳山ダム事業費管理検討会

配付資料一覧

- 1 . 第 8 回徳山ダム事業費管理検討会議事次第
- 2 . 徳山ダム事業費管理検討会 名簿
- 3 . 議事

山林公有地化について

資料 - 1

事業費管理について

・全体事業費の執行状況及び予定

資料 - 2-1

・西谷配電線関係について

資料 - 2-2

・斜面对策について

資料 - 2-3

・事業用地内埋設廃棄物について

資料 - 2-4

試験湛水について

資料 - 3

今後のスケジュール（案）

資料 - 4

山林公有地化について

徳山ダム上流域の山林の取得について

1 取得計画

年度区分	取得面積	取得割合
平成 17 年度	184 ha	1%
平成 18 年度	7,781 ha	44%
平成 19 年度	9,735 ha	55%
合 計	17,700 ha	100%

2 6月議会議決分の概要

	筆数	土地全体の 面積 (A)	持分割合換算面積 (B) ((A)×各筆の持分割合)	取得割合 (C) ((B)÷17,700 ha×100)	取得予定金額
完全取得する山林	20 筆	1,695 ha	1,695 ha	9.57%	1,881 百万円
持分取得する山林	202 筆	6,830 ha	336 ha	1.90%	373 百万円
計	222 筆	8,525 ha	2,031 ha	11.47%	2,254 百万円

参考 平成 17 年度取得分と 6 月議会議決分の合計

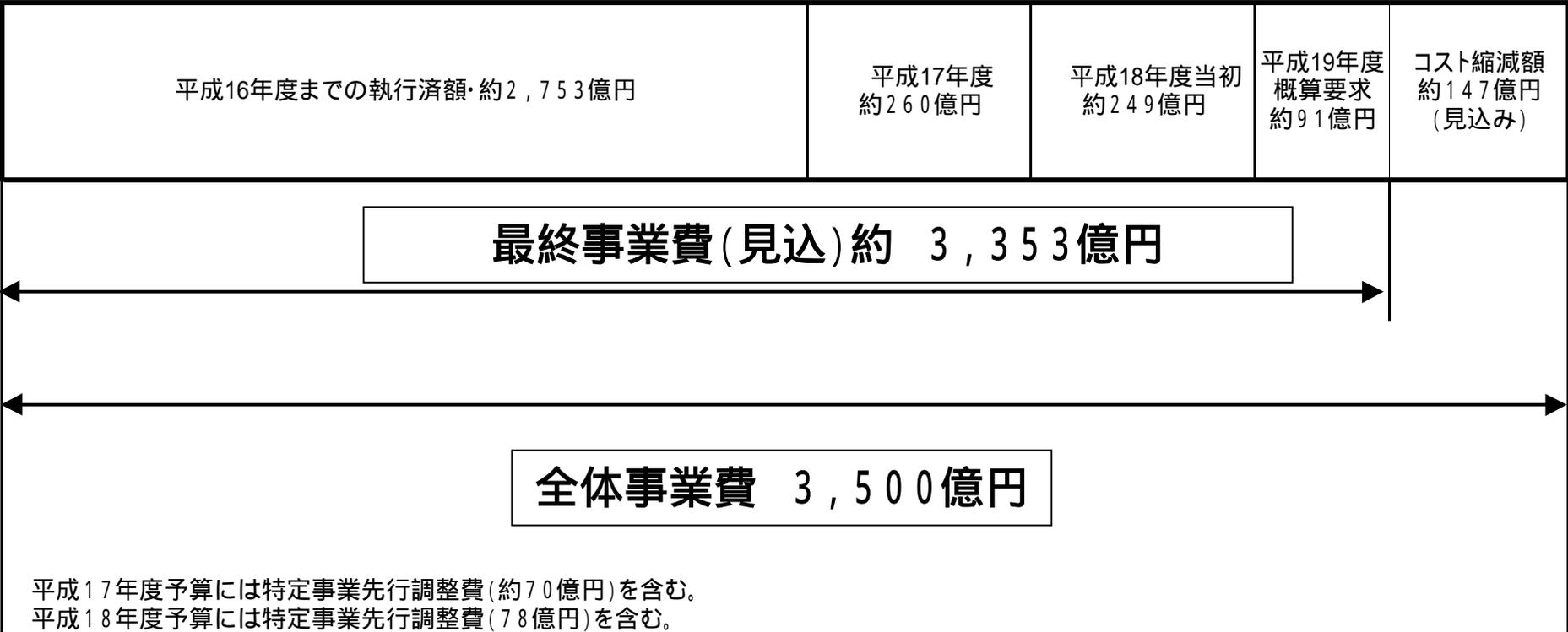
	筆数	土地全体の 面積 (A)	持分割合換算面積 (B) ((A)×各筆の持分割合)	取得割合 (C) ((B)÷17,700 ha×100)	取得 (予定) 金額
完全取得の山林	71 筆	1,878 ha	1,878 ha	10.61%	2,085 百万円
持分取得の山林	202 筆	6,830 ha	336 ha	1.90%	373 百万円
計	273 筆	8,708 ha	2,214 ha	12.51%	2,458 百万円

- 事業費管理について
- ・ 全体事業費の執行状況

事業費管理について

・全体事業費の執行状況及び予定

(平成18年8月7日現在)



徳山ダム各年度の予算年割と執行見込額

合計

(当該年度)予算額

約2,753億円

約260億円

約249億円

約91億円

約3,353億円

縮減額

コスト縮減

H16:32~42億円

約2,753億円

102億円~
112億円

コスト縮減

H17:約70億円
累計:102~112億円

約260億円

約249億円

コスト縮減

約45億円(見込み)

約91億円

事業費縮減額 約147億円(見込み)

主な縮減項目

- ・ロック材採取時のきめ細やかな施工による廃棄岩の抑制等「施工管理の強化」
- ・施設配置の見直しによるゲート室規模の縮小等「設計の見直し」
- ・トンネル全段面掘削工法採用等「新技術・新工法の導入」
- ・予定価格と入札価格との差額

年度

H16まで

H17

H18

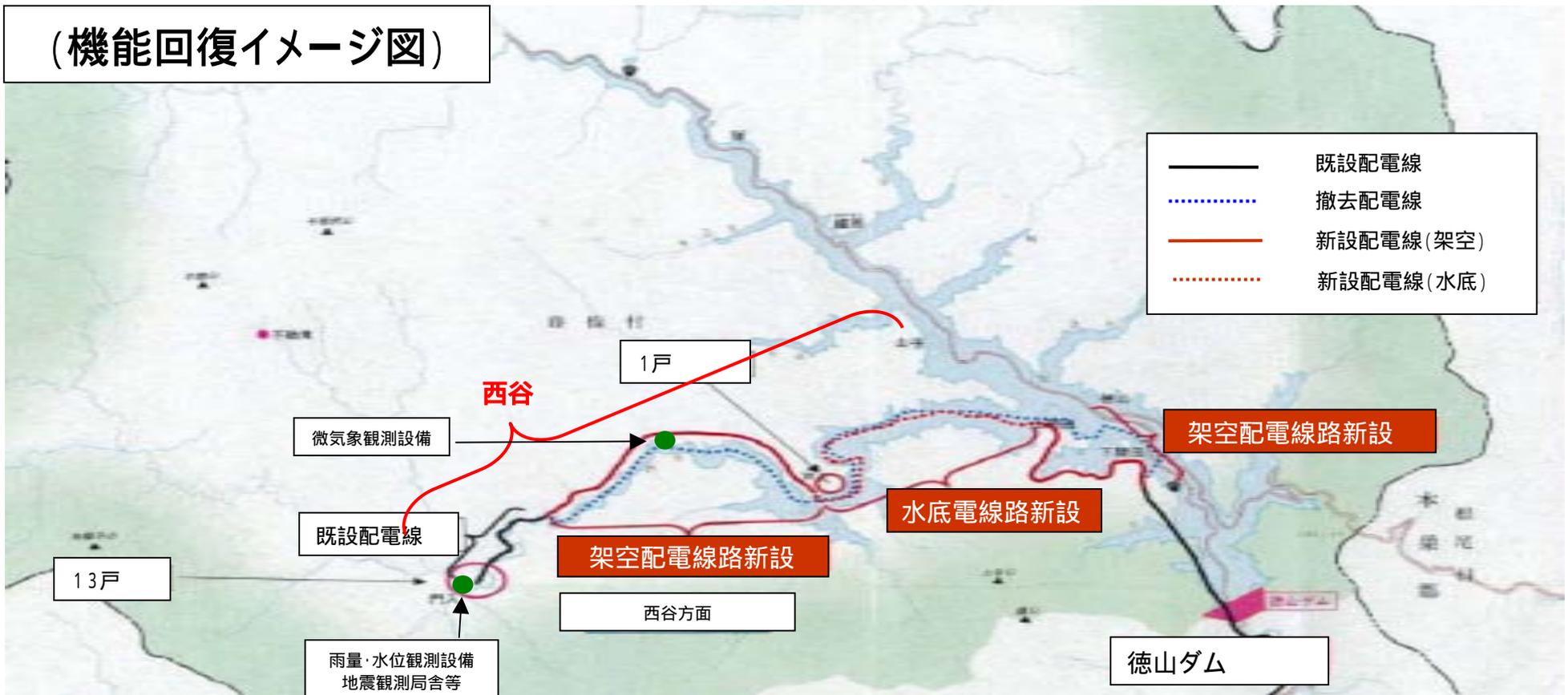
H19

資料 - 2 - 2

- ・西谷配電線関係について

西谷送電線の機能回復

(機能回復イメージ図)



西谷地区の管理設備(水文観測施設等)に対する電力供給については、気象条件等を踏まえて、連続データを得るための冬期の観測や、高水流量の夜間連続観測時の投光機、管理棟の照明等のために安定した電源が必要であること及び経済性を踏まえ、中部電力の配電とする。

一方、徳山ダムの水没地内に西谷地区への電気設備(電気線路)が現存しており、電気設備の管理者である中部電力は電気事業法第18条に基づく電気供給義務があることから、原因者としてダム事業によりダムの湛水までに機能回復を図る必要がある。

以上のことから、中部電力の西谷送電線の機能回復を行うものである。

(参考 1)

公 共 補 償 基 準 要 綱

(公共補償)

第 2 条 公共補償は、公共事業の施行によりその機能を廃止し、若しくは休止することが必要となる起業地内の公共施設等に対する補償又は第三章の規定により公共事業の起業者が行う費用の負担とする。

(既存公共施設等に対する補償の原則)

第 6 条 公共事業の施行によりその機能を廃止し、又は休止することが必要となる起業地内の公共施設等 (以下「既存の公共施設等」という。) に対する補償は、機能回復が図られるよう行うものとする。

2 既存公共施設等の機能回復は、既存公共施設等と同じ種類の施設 (以下「同種施設」という。) によって行うものとする。ただし、既存公共施設と異なる種類の施設 (以下「異種施設」という。) によることが、技術的、経済的に合理的と認められるときは、異種施設によることができる。

(参考2)

◎電気事業法

(事業の許可の取消し等)

第十五条

2 経済産業大臣は、前項に規定する場合を除くほか、電気事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

(供給義務等)

第十八条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における一般の需要(事業開始地点における需要及び特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給を拒んではならない。

第百七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第十八条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して電気の供給を拒んだ者

※ 電気供給を拒否できる「正当な理由」

- ① 一方的に契約解除できる「正当な理由」
 - ア 料金を長期にわたって滞納する者に対する場合
 - イ 供給約款等に違反する条件で電気を使用する者に対する場合
- ② 供給継続義務が免除される「正当な理由」
 - ア 一般用電気工作物に瑕疵があり、保安上危険な場合
 - イ 天災、地変、事故等により電気工作物に故障が生じた場合
 - ウ 電気工作物の増強・修繕その他の工事上必要な場合
 - エ 正常な企業努力にもかかわらず、需要が供給を上回り、供給不能となった場合
 - オ 料金を滞納する者に対する場合
 - カ 供給約款等に違反する条件で電気を使用する者に対する場合

(参考)

需給契約の締結の拒否に関する「正当な理由」

- ① 料金を支払わずに契約を解除された者が、滞納料金を支払わずに需給契約の締結を申し込んだ場合
- ② 特異な地形等のため技術的に供給することが不可能の場合
- ③ 供給約款等に違反する条件で電気を使用しようとする者に対する場合

(出展)

電気事業法の解説」
編集 資源エネルギー庁電力・ガス事業部、原子力安全 保安院
発行 財団法人 経済産業調査会

(参考3)

◎電気事業法

(一般電気事業者の供給約款等)

第十九条 一般電気事業者は、一般の需要(特定規模需要を除く。)に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(電圧及び周波数)

第二十六条 電気事業者(卸電気事業者及び特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を経済産業省令で定める値に維持するように努めなければならない。

2 経済産業大臣は、電気事業者の供給する電気の電圧又は周波数の値が前項の経済産業省令で定める値に維持されていないため、電気の使用者の利益を阻害していると認めるときは、電気事業者に対し、その値を維持するため電気工作物の修理又は改造、電気工作物の運用の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

◎電気事業法施行規則

(供給約款)

第二十二條 法第十九條第一項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。

三 供給電圧及び周波数

(電圧及び周波数の値)

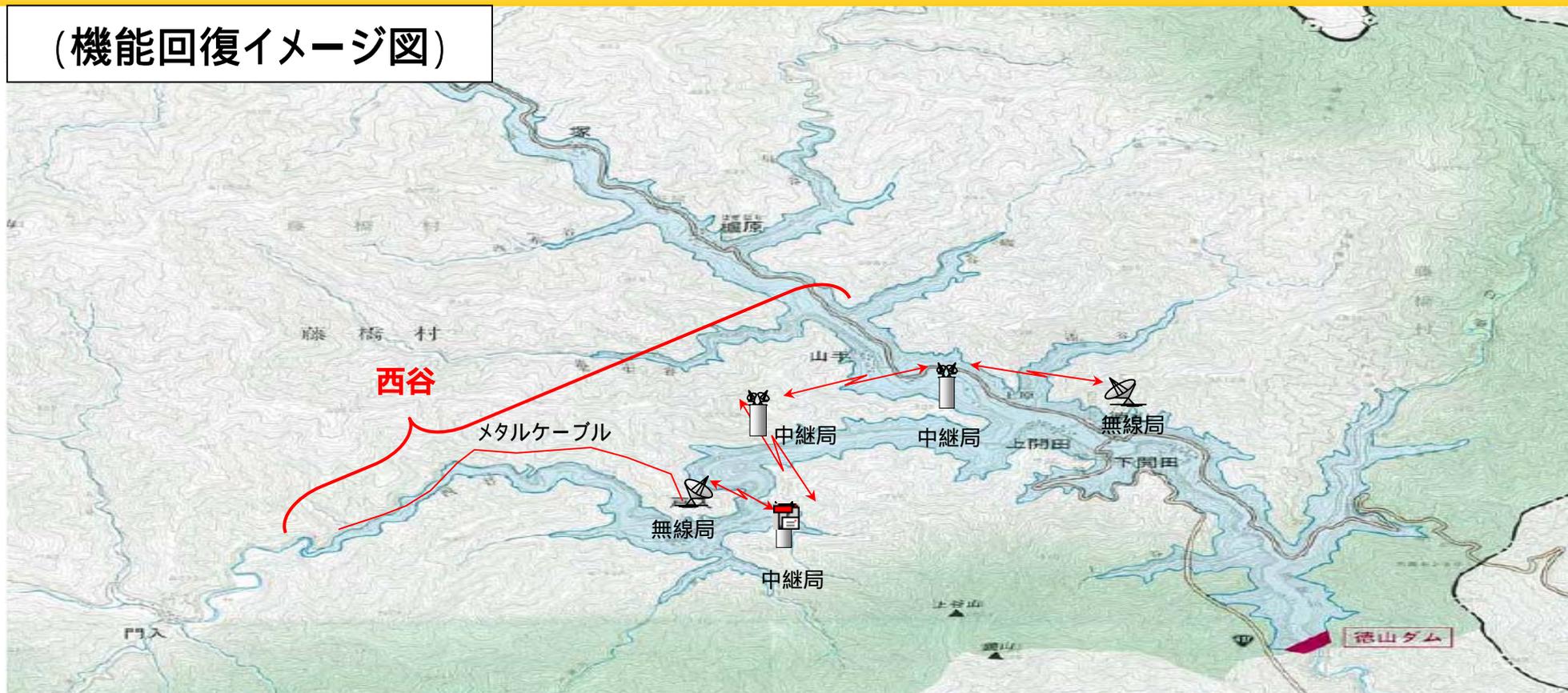
第四十四條 法第二十六條第一項の経済産業省令で定める電圧の値は、その電気を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

標準電圧	維持すべき値
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値

2 法第二十六條第一項の経済産業省令で定める周波数の値は、その者が供給する電気の標準周波数に等しい値とする。

西谷通信線の機能回復

(機能回復イメージ図)



西谷地区は、支川の距離が約9 kmという徳山ダム貯水池でも最も長い支川であり、移動に長時間を要し、また、管理用道路の設置にあたり、当初想定していたよりも地質が脆弱で法面崩落により管理用道路が通行止めとなることが想定されること及び洪水時には船舶の利用が困難となることから、常時及び洪水時の流入河川の状態を把握できるよう遠隔監視カメラを設置し、ダム管理所に画像伝送する必要がある。あわせて、事業用地管理の監視モニターやモニタリング調査の観測データの送信にも容量的に対応可能であるNTT回線が必要である。また、ダム管理上必要な貯水池周辺の巡視時等の連絡手段として必要。

一方、徳山ダムの水没地内に西谷地区への電話通信設備(通信線路)が現存しており、電話通信設備の管理者であるNTT西日本は電気通信事業法第25条に基づく電話サービス提供の義務があることから、原因者としてダム事業によりダムの湛水までに機能回復を図る必要がある。

以上のことから、NTT西日本の西谷通信線の機能回復を行うものである。

電気通信事業法

(提供義務)

第二十五条 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

第一百七十八条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだ者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

参考)

(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

電気通信事業法施行規則

(基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務(卸電気通信役務を含む。)とする。

- 一 アナログ電話用設備(事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三条第二項第四号に規定するものをいう。以下この条、第二十二條の二の二第一項第一号及び第二十七條の二第二号イにおいて同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイから八までに掲げるもの(手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。)
- イ アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信役務 アナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの
- ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの(イに掲げるものを除く。)

(1) 離島(本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。)のみで構成される単位料金区域(電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距

離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。)の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

八 アナログ電話用設備に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。)

二 第一種公衆電話機(社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地(最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。)においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域(世帯又は事業所が存在する地域に限る。)においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイから八までに該当するもの(前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。)

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

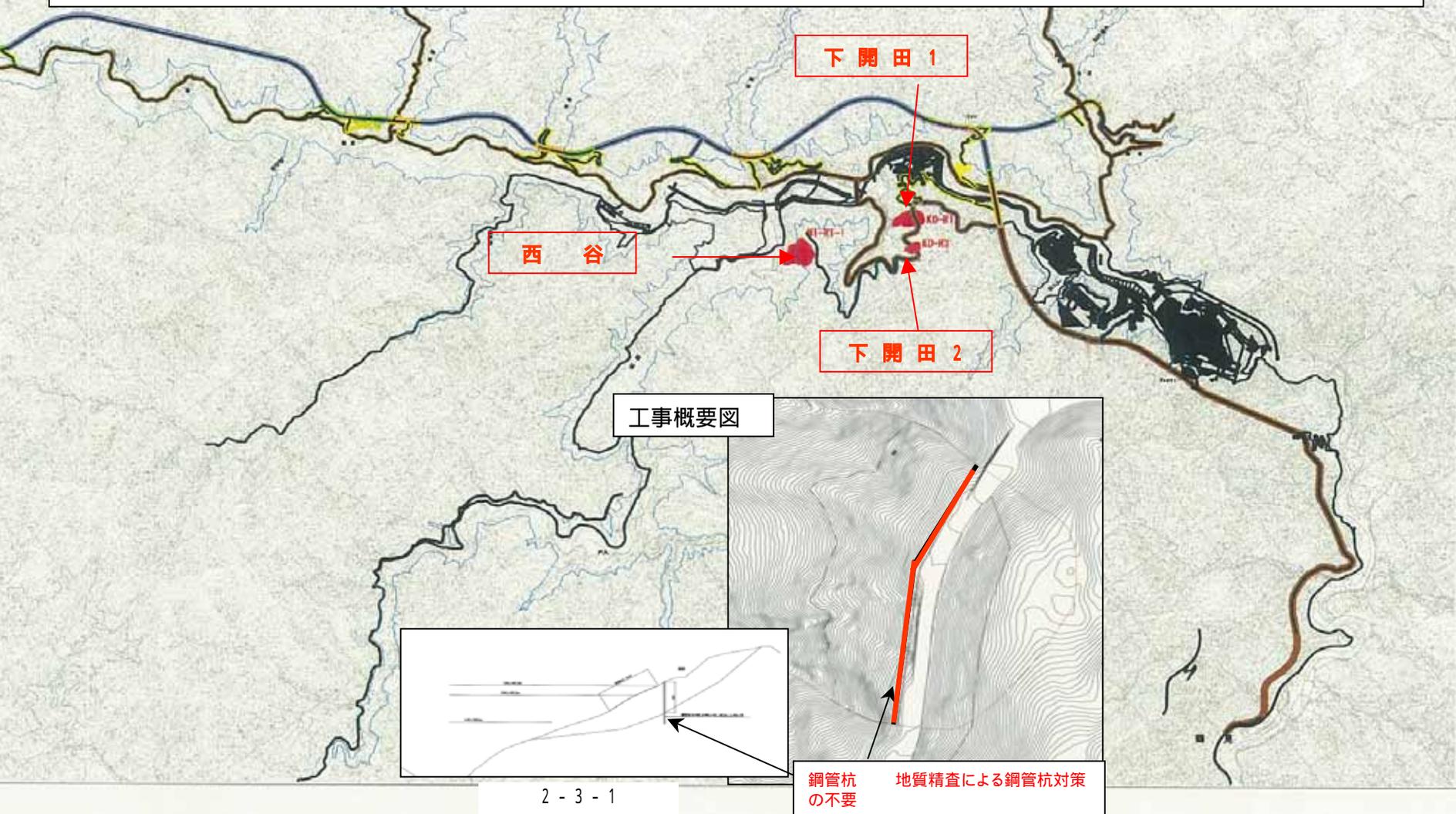
(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

八 第一種公衆電話機に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

- ・ 斜面对策について

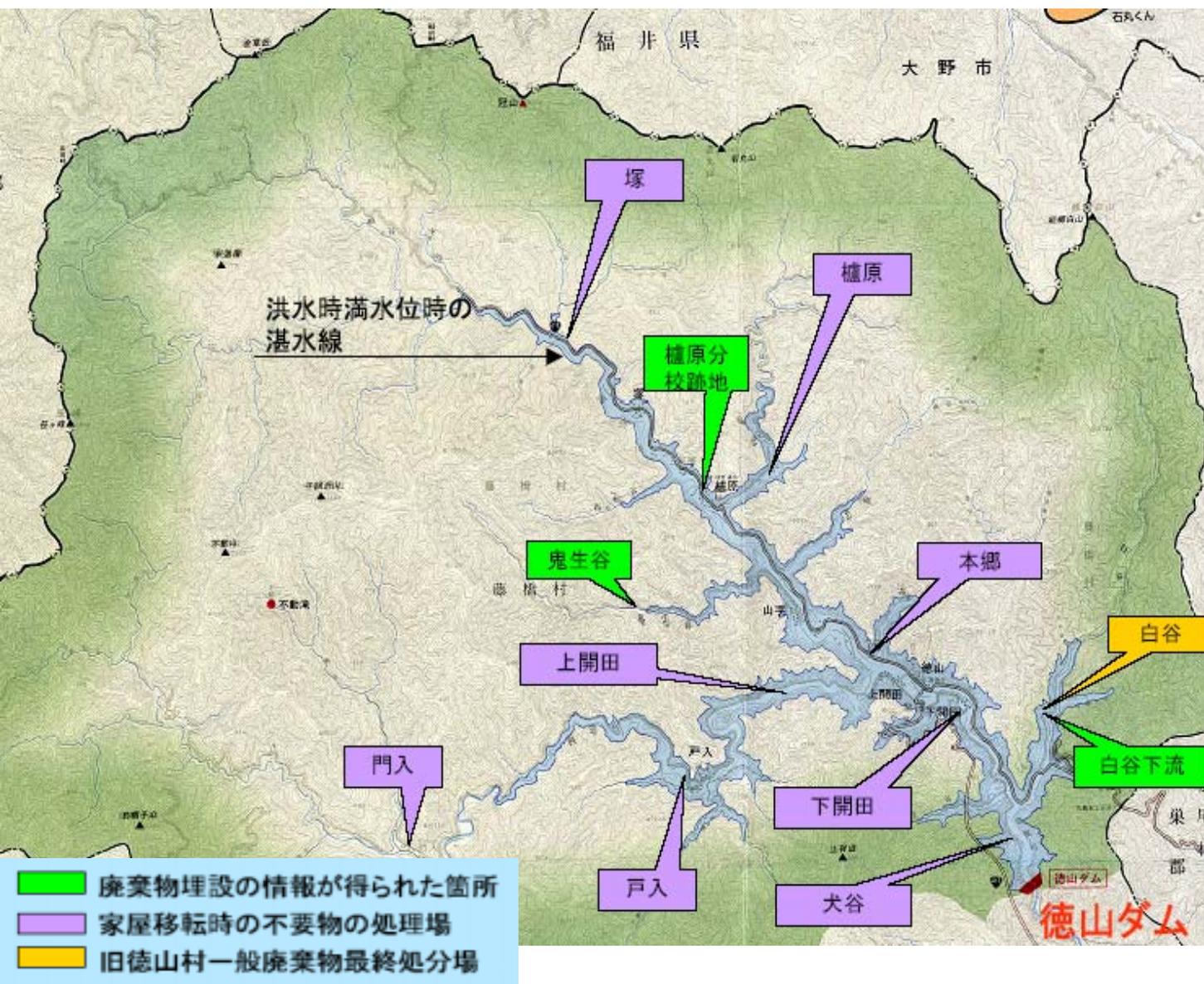
斜面对策について

第7回事業費管理検討会(H18.5.12)で、貯水池法面の安定性を評価して3地区(下開田1、下開田2、西谷)について新たに対策が必要となったことを確認したが、その後ボーリング調査等を行い詳細検討の結果、3地区とも鋼管杭対策が不要となり、工事費が減額となった。



- ・事業用地内埋設廃棄物について

旧徳山村一般廃棄物処理



H14.7の大雨により白谷で埋設された廃棄物が流出した。廃棄物について白谷を含めた貯水池内を調査した結果、他の地区においても廃棄物が存在することを確認。これらは旧徳山村の一般廃棄物最終処分場跡地や、全村移転時の不要物処理のために水資源機構が旧徳山村と協議の上設置した処理場などであった。

水資源機構では、「徳山ダム廃棄物対策検討委員会」を設置し、廃棄物の対処方針について検討を行ってきたが、現地調査の結果、事業用地の適正な管理の観点も含め事業用地内の廃棄物を全量撤去することとした。

(実施内容 (H18.5見込み))

- ・白谷: 1,600m³
- ・その他地区: 5,090m³

その後、埋設廃棄物の調査により対象数量が以下の見込となっている。

(実施内容 (H18.8時点))

- ・白谷: 1,880m³
- ・その他地区: 9,890m³

は、調査時点の数量であり、最終数量ではない

資料 - 3

試験湛水について

ダム建設工事の流れ



徳山ダムの試験湛水について

徳山ダムは、現時点において、ダム工事(ダム堤体及び関連工事)、付替道路工事(国道417号、県道藤橋根尾線)など、湛水開始までに完了させる必要のある工事および法手続等があと一月ほどでほぼ完了する見込みである。

水資源機構は、今後の悪天候や自然災害、事故等がなく、必要な工事や手続きが順調に進捗することを前提として、ダムの本格的な管理運用に先立ち実施する「試験湛水」の開始目標日として9月25日を予定する。ただし、実際の湛水開始日は、今後の事業進捗状況や当日の気象状況、河川流況等により変わることがある。

試験湛水期間中は、試験湛水計画に従って貯水位を上昇・下降させ、ダム、基礎地盤および貯水池周辺地山等の安全性を確認するための計測・監視を実施するとともに、管理設備や取水・放流ゲート等の機能確認を行う。

試験湛水の終了時期は、平成20年3月頃を予定しており、徳山ダムの事業工期内に終了する見込みである。

徳山ダム工程表

工事種別	平成17年度												平成18年度												平成19年度												平成20年度									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
堤体盛立	■																																													
洪水吐き	洪水吐きコンクリート	■												■																																
	洪水吐きゲート設備	■												■																																
放流設備	選択取水設備	■												■																																
	利水・水位低下用放流設備	■												■																																
管理設備	ダム管理設備	■												■																																
	管理用道路	■												■																																
国道・県道付替工事	■												■																																	
周辺整備・その他工事	■												■												■																					
試験湛水																									■																					
管理移行																																					■									

工程表の中の橙色の部分については、湛水に支障のない工事。

ダム平面図

1号仮排水トンネル
閉塞工

1号仮排水トンネル L=1,474m

2号仮排水トンネル L=1,135m

1号仮排水トンネル
閉塞ゲート降下

ゲート室

選択取水設備

水位低下用放流設備取水塔
(2号仮排水トンネル呑口)

ダム天端

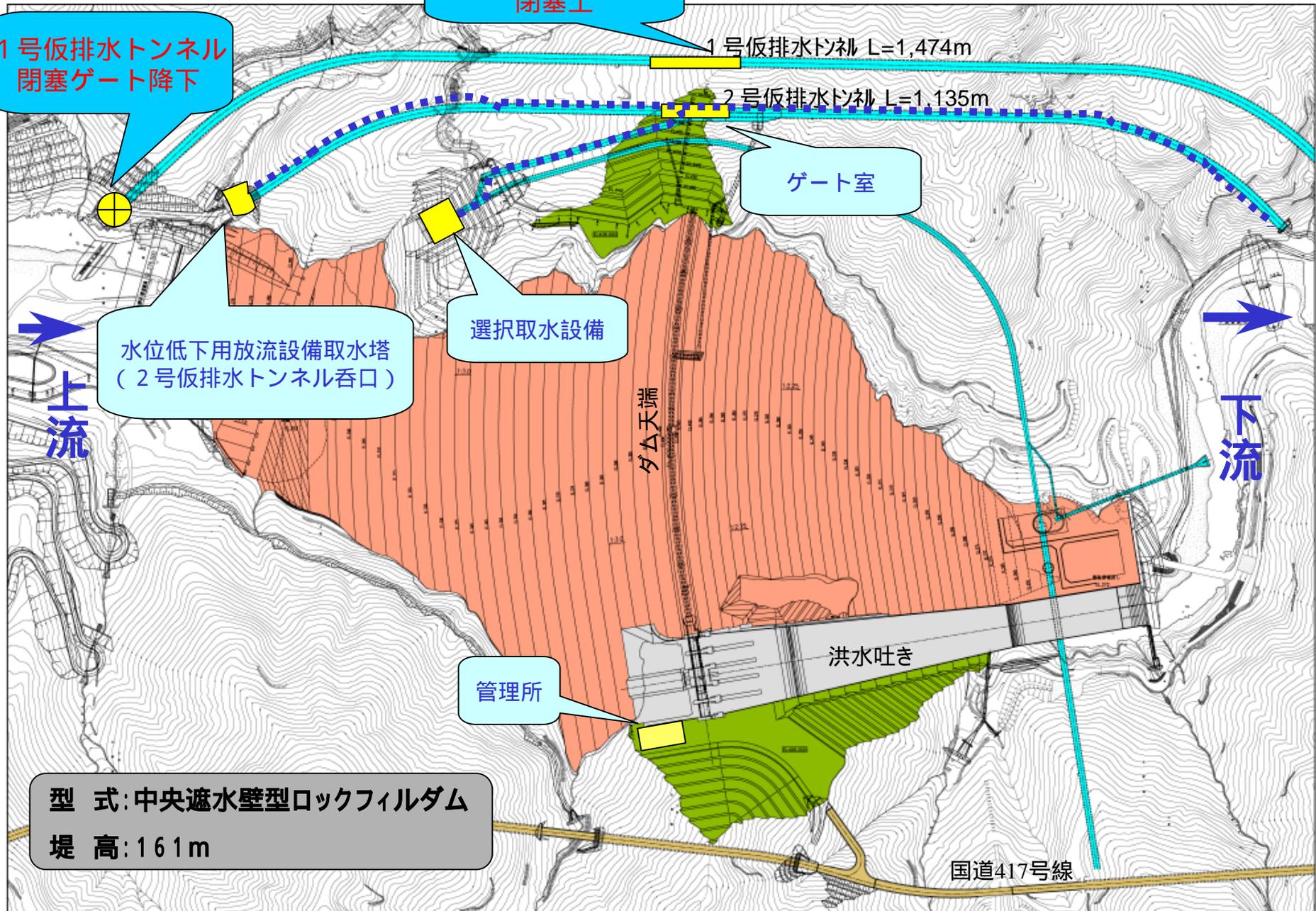
洪水吐き

管理所

型式:中央遮水壁型ロックフィルダム

堤高:161m

国道417号線



資料 - 4

今後のスケジュール（案）

